

第 42 号議案

大田区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区長等の給料の特例に関する条例

大田区長等の給料等に関する条例（昭和 23 年条例第 33 号）第 2 条の規定にかかわらず、区長の給料の額は同条例別表 1 に掲げる給料月額からその 100 分の 30 に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の額は同表に掲げる給料月額からその 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第 4 条に規定する手当の適用については、この限りでない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。
- 2 この条例は、施行の日の属する月の翌々月の末日限り、その効力を失う。

（提案理由）

区長の給料の額を 3 か月間 3 割減額し、副区長の給料の額を 3 か月間 1 割減額するため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 43 号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の 2 中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に改め、「介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第 14 条の 3 第 1 号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ並びに同条第 2 号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 15 条第 1 項中「第 15 条の 4」を「第 15 条の 4 第 1 号」に改める。

第 15 条の 4 第 1 号中「100 分の 7.71」を「100 分の 7.51」に改め、同条第 2 号中「4 万 7,300 円」を「4 万 7,600 円」に改める。

第 15 条の 8 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 15 条の 11 中「次条」を「次条第 1 号」に改める。

第 15 条の 12 第 1 号中「100 分の 2.69」を「100 分の 2.80」に改め、同条第 2 号中「1 万 6,800 円」を「1 万 7,600 円」に改める。

第16条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に改める。

第16条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条の2、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額
- イ 第19条の6に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保

険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第16条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第16条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第16条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.27（子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の57に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の43に相当する額を当該年度

の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

- (3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円(第16条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第19条中「の基礎賦課額、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額、第16条の2の介護納付金賦課額又は次条各号に定める額、第19条の4各号若しくは第19条の5第1項各号」を「、第15条の10、第16条の2若しくは第16条の7の額又は次条各号、第19条の4各号、第19条の5第1項各号若しくは第19条の6」に改める。

第19条の2中「66万円」を「67万円」に、「及び第15条の10」を「、第15条の10」に、「並びに第16条の2」を「、第16条の2」に改め、「17万円」の次に「及び第16条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同条第1号ア中「3万3,110円」を「3万3,320円」に改め、同号イ中「1万1,760円」を「1万2,320円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万2,460円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者1人について1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額

被保険者1人について52円

第19条の2第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者1人について900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額

被保険者1人について37円

第19条の2第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「9,460円」を「9,520円」に改め、同号イ中「3,360円」を「3,520円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,560円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額

被保険者1人について360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額

被保険者1人について15円

第19条の3中「及び」を「、第15条の11、第16条の3、第16条の8及び第19条の5並びに」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号イ中「1万1,825円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ中「1万8,920円」を「1万9,040円」に改め、同号エ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同条第2号ア中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 第 19 条の 2 第 2 号エに規定する金額を減額した世帯 450 円

ウ 第 19 条の 2 第 3 号エに規定する金額を減額した世帯 720 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900 円

第 19 条の 5 第 1 項各号列記以外の部分中「第 29 条の 7 第 5 項第 8 号」を「第 29 条の 7 第 6 項第 8 号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額」に、「及び第 16 条の 5」を「第 16 条の 5 及び第 16 条の 10」に改め、同項第 1 号中「第 32 条の 10 の 2 各号」を「第 32 条の 10 の 3 各号」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額（第 19 条の 2 に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び 18 歳以上被保険者均等割額）に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 19 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第 19 条の 6 当該年度において、その世帯に 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「18 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金

賦課額の被保険者均等割額は、第 16 条の 9 の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第 19 条の 2 各号、第 19 条の 4 第 3 号及び前条第 8 号に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田区国民健康保険条例第 14 条の 2、第 14 条の 3、第 15 条の 4、第 15 条の 8、第 15 条の 12、第 16 条の 4、第 16 条の 6 から第 16 条の 10 まで及び第 19 条から第 19 条の 6 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

基礎賦課額の保険料率等を改定するほか、国民健康保険法施行令の改正等に伴い、子ども・子育て支援納付金の賦課等に関する規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。